

○三重大学における研究活動の不正行為の調査等に関する内規

(平成27年3月26日内規第737号)

改正 平成29年3月30日内規第737号 令和元年10月24日内規第737号

令和3年3月30日内規第737号

(趣旨)

第1条 この内規は、三重大学における研究活動の不正行為防止等に関する規程(以下「規程」という。)第9条第2項、第11条第7項及び第14条第4項の規定に基づき、予備調査、本調査及び不服審査に関し必要な事項を定める。

(予備調査)

第2条 三重大学研究行動規範委員会委員長(以下「行動規範委員長」という。)は、予備調査を実施する場合に、その旨を事前に告発者及び被告発者に通知するものとする。

2 予備調査委員会は、告発者からの事情聴取又は書面に基づき、不正行為の存在の可能性の有無について調査する。

3 予備調査委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

(1) 被告発者が所属する部局等の長又はそれに代わる大学教員で行動規範委員長が指名した者

(2) 前号の者が指名した被告発者が所属する部局等の大学教員

(3) その他三重大学研究行動規範委員会(以下「行動規範委員会」という。)が必要と認めた者

4 予備調査委員会に委員長を置き、前項第1号の委員をもって充てる。

5 予備調査委員長は、予備調査委員会を代表し、統括する。

6 予備調査委員会は、必要があると認めるときは、被告発者に対し、事情聴取を行うことができる。

7 予備調査委員会は、予備調査の結果を告発の報告等を受けた後、概ね30日以内に行動規範委員長に報告しなければならない。

(本調査)

第3条 行動規範委員長は、本調査の実施決定から概ね30日以内に本調査を実施するものとする。

2 行動規範委員会及び調査委員会は、本調査の実施に当たり、告発者及び調査対象者からの事情聴取並びに不正行為に関する告発に係る書面に基づき、不正行為の有無及び程度について調査する。

3 調査委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

(1) 行動規範委員会委員のうちから行動規範委員長が指名した者 若干名

(2) 外部有識者 調査委員会構成員の半数以上

(3) その他行動規範委員会が必要と認めた者

4 調査委員会に委員長を置き、行動規範委員長が指名した者をもって充てる。

5 全ての調査委員は、告発者及び調査対象者と直接の利害関係を有しない者とする。

6 本調査に当たっては、次に掲げる事項を行うことができる。

(1) 指摘された当該研究に係る論文、実験・観察ノート、生データ等各種資料の精査

(2) 再実験の要請

(3) 関係資料等の調査

(4) 関係者からの聴取

(5) その他本調査の実施に関し必要と認められる事項

7 関係者は、調査委員会の調査に当たり、誠実に協力しなければならない。

8 関係者は、調査委員会から資料の提出を求められた場合は、これに応じなければならぬ。

9 調査委員会は、本調査の結果を行動規範委員会に報告しなければならない。
(不服審査)

第4条 不服審査委員会は、異議申立てをもとに、行動規範委員会の認定の結果及び関係資料を検討するとともに、必要に応じて関係者に対する事情聴取を行い、再調査の必要性について判定し、その結果を行動規範委員会に報告しなければならない。

2 不服審査委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

(1) 理事(行動規範委員長を除く。)のうちから行動規範委員長が指名した者 1名

(2) 本学の大学教員のうちから行動規範委員長が指名した者 4名

3 不服審査委員会に委員長を置き、前項第1号の委員をもって充てる。

4 行動規範委員会、予備調査委員会及び調査委員会の委員は、不服審査委員会の委員を兼ねることはできない。

5 行動規範委員会は、第1項の報告を受けたときは、速やかに当該判定の結果を文書により告発者、調査対象者及び調査対象者が所属する部局等の長に通知するものとする。

(庶務)

第5条 予備調査委員会、調査委員会及び不服審査委員会の庶務は、研究・地域連携部研究推進チームにおいて処理する。

(雑則)

第6条 この内規に定めるもののほか、必要な事項は、行動規範委員会が別に定める。

附 則

この内規は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成29年3月30日内規第737号)

この内規は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(令和元年10月24日内規第737号)

この内規は、令和元年10月24日から施行する。

附 則(令和3年3月30日内規第737号)

この内規は、令和3年4月1日から施行する。